令和6.7年度 日進市入札参加資格審査申請要領(物品等)

日進市が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム(物品等)(以下「電子調達システム(物品等)」という。)により、適正な入札参加資格審査申請(以下「申請」という。)を行ってください。

1 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可・登録等を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。

地方自治法施行令 (抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

- 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 32条第1項各号に掲げる者

(指名競争入札の参加者の資格)

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを 準用する。

(3) 次に掲げる国税及び愛知県税が未納でないこと (ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者に限る。)。

【国 税】

法人の方 法人税、消費税及び地方消費税

個人の方 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

【愛知県税】

法人の方 法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税 種別割

個人の方 個人事業税及び自動車税種別割

(4) 日進市が独自に設定する要件

日進市税が未納でないこと。

日進市税とは日進市税条例(昭和29年日進町条例第5号)に規定する市税及び日進市国民健

2 申請の方法

(1) 申請を行おうとする者は、電子調達システム(物品等)にアクセスし、必要項目(申請データ)を入力し、送信してください。

ポータルサイト https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html

- ※ 申請内容を十分確認したうえで送信してください。
- (2) 申請は、「新規申請」と「継続申請」の2種類があります。それぞれ該当する方法で申請してください。
- 継続申請

平成20年1月以降に、電子調達システム(物品等)により申請を行い、平成20・21年度以降 資格の承認を受けている方

○ 新規申請

電子調達システム (物品等) により申請を初めて行う方

- (3) 法人が申請する際の申請者は本店となります。支店や営業所等が申請者となることはできません。
- (4) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所(本店を含む)に限ります。また、契約を締結する営業所は、当該営業所において申請を希望する業種の営業を営むことを認められていることが必要です。
- (5) 申請にあたっては、画面上の注意及び「操作マニュアル」に従ってください。なお、事前に 「下書きチェックシート」を印刷し、必要事項を記入してから電子調達システム(物品等)に入 力することを推奨しています。
- (6) 申請データの送信後、速やかに後記「4 別送書類(1)」を提出してください。

3 受付期間

(1) 定時受付

令和6年1月4日(木)から令和6年2月15日(木)まで 平日(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時から午後8時まで

(2) 随時受付

令和6年4月1日(月)から令和8年2月16日(月)まで 平日(日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)の午前8時から午後8時まで

4 別送書類

申請データ送信後、原則郵便により(1)の書類を各1部、提出期限までに提出してください。別送書類(各種証明書)は、仮受付日(申請データ送信日)から前3か月以内、又は仮受付日以後に発行されたものを送付してください(写し可。)。

(1) 共通審査自治体に提出する書類

ア 法人の場合

- ・別送書類送付書(共通審査) 電子調達システム(物品等)から印刷したもの。
- ・履歴事項全部証明書 法務局で発行したもの(法務局登記官が証明したもの。)。
- ·納税証明書(国税)

税務署で発行したもの。

法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3 未納のないことの証明)

•納税証明書(愛知県税)

県税事務所で発行したもの。

法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書(未納の税額のないこと用)

※ 愛知県内に事業所を有しない者等で納税証明書(愛知県税)の交付が受けられないとき は、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出すること。

イ 個人の場合

- ・別送書類送付書(共通審査) 電子調達システム(物品等)から印刷したもの。
- 身元(分)証明書

本籍地の市区町村長が証明したもの(日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者 証明書の写し(両面))。

・登記されていないことの証明書

法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことを証明したもの(全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課の窓口で発行のもの。)。

•納稅証明書(国稅)

税務署で発行したもの。

申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の2 未納のないことの証明)

•納稅証明書(愛知県稅)

県税事務所で発行したもの。

個人事業税、自動車税種別割の納税証明書(未納がないことの証明)

※ 愛知県内に事業所を有しない者等で納税証明書(愛知県税)の交付が受けられないとき は、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出すること。

(2) 提出期限

ア 定時受付

申請仮受付日(申請データ送信日)から7日以内。 (最終提出期限は、令和6年2月22日(木)必着。)

イ 随時受付

申請仮受付日(申請データ送信日)から7日以内。

※ 上記ア、イの提出期限が休日(日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日)に当たる場合はその日以後の最初の平日とします。

(3) 提出先

共通審査自治体

共通審査自治体は、電子調達システム(物品等)で自動的に決定されますので、申請データ送 信後、画面上で提出先の確認をお願いします。

※ 申請先自治体で別送書類が異なる場合があるため、事前に確認し用意した上で申請してく ださい。

5 資格審査

資格審査は、申請データ及び4により提出された書類により行い、資格要件を満たしていることを確認します。

6 審査状況照会

電子調達システム(物品等)にログインして「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況を参照することができます。

別送書類及び申請データに不備がある場合には、補正指示が出されますので、補正期限(期限が明記されていない場合は5日以内)までに補正申請を行ってください。

7 審査結果

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します。なお、この通知後、電子調達システム (物品等)にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

8 資格認定後の追加届

審査結果確認後、「許可・登録等」、「契約実績」、「特約・代理店」に該当する届出項目がある場合は、電子調達システム(物品等)により「追加届」を入力し送信してください。

9 入札参加資格の有効期限

入札参加資格の有効期限は次のとおりとします。

(1) 定時受付

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで有効とします。

(2) 随時受付

入札参加資格を決定した日(名簿登載日)から令和8年3月31日まで有効とします。 (毎月15日までに審査が完了した申請は、翌日1日が入札参加資格を決定した日になります。)

10 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに電子調達システム(物品等)により変更手続きを行

ってください。

ただし、定時受付分に係る変更手続きは、令和6年4月1日から可能となります。

11 その他

- (1)申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、入 札参加資格の取消しの対象となる場合があります。
- (2)申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示(提出)を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。また、証明書面は、入札参加資格の有効期間内は保管しておいてください。
- (3) 電子調達システム(物品等)の利用に際しては、あいち電子調達共同システム利用規約の確認及び同意が必要です。
- (4) 資格が認定された方は、電子調達システム(物品等)の入札情報サービスで申請内容を公表しますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 電子調達システム(物品等)はメンテナンス等のため、一時休止することがあります。
- (6) 令和6年4月1日以降、すでに日進市以外の自治体で資格認定を得ており、追加で日進市へ申請したい場合は、電子調達システム(物品等)から「団体追加申請」を行ってください。

12 問い合わせ先

- (1)申請内容等に関すること 日進市総務部行政課契約検査係 電話 0561-73-3419
- (2) システム(操作方法等)等に関すること 電子調達システム(物品等) ヘルプデスク 電 話 0120-511-270

メール helpdesk@buppin.e-aichi.jp